

東京都江戸川区立松江第二中学校 P T A会則

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は東京都江戸川区立松江第二中学校 P T Aと称し、事務局を同校内に置く。
- 第2条 本会は教育基本法、学校教育法の精神に則り、松江第二中学校の教育方針に基づいて、生徒の福祉増進をはかり、社会教育に貢献し、あわせて会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。

第2章 活動

- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 家庭と学校との連絡を密にして、生徒の心身の健全な発達の促進を図る。
 2. 会員相互の親睦をはかり、教養を深めるための研修を行う。
 3. その他本会に必要なことを行う。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は保護者及び教職員を以て組織する。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 各学年2、3名程度、副校长
 3. 書記 各学年2名程度、主幹教諭1名
 4. 会計 1、2年より各2名程度、主幹教諭1名
 5. 会計監査 2名
 6. 校長は名誉会長とする。
- 第6条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表して会務を統括し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 3. 書記は本運営の為の記録及び書類の保管を行う。
 4. 会計は会計業務を行う。
 5. 会計監査は会計を監査する。
 6. 役員会は会長が必要に応じて招集する。
- 第7条 役員の選出については、次の通りに行う。
1. 役員は新入会員を含めて選出し、決定する。
 2. 各種委員（卒業対策委員会除く）は入学時に希望を募り選出する。希望者が必要定員に満たない場合、欠席者も含めくじ引きで選出する。
 3. 卒業対策委員会は2学年時に希望を募り選出する。
 4. 役員を除く全ての委員は会長の委嘱によって就任する。
- 第8条 役員の任期は原則3年とする。
- 役員は専門委員会の委員を兼任しないものとする。
- 第9条 役員を就任したものはそれ以後の役員及び専門委員の選出は免除も可とする。
- 第10条 本会には顧問を置くことが出来る。
- 顧問は本会運営に関して、会長の相談に応じる。尚、顧問は歴代会長が務め特に任期は定めない。

第4章 会議

- 第11条 定期総会及び臨時総会
1. 定期総会は、年2回とする。
(1) 年度初めの総会は、会務及び会計報告、予算、その他の重要事項を議決する。
(2) 年度末の総会は、次年度の会長の決定を議決し、その他の重要事項の議決を行う。
 2. 会長は必要に応じて役員会の承認を経て、臨時総会を開くことができる。
 3. 総会の議決は出席者の過半数の同意を得て決める。
- 第12条 運営委員会
1. 運営委員会は役員、会計監査、専門委員会で構成され、役員会及び委員会から提出された議案を審議し、会の運営にあたる。

第5章 各種委員会と運営

第13条 本会は第2条の目的を達成するため、次の専門委員会を常置する。

1. 学校応援委員会（保護者、教職員を含め数名）
学年ごとに必要に応じた事柄を協議し、企画・運営する。
会員相互の親睦と教養を深めるために必要な事業を行う。
校外における生徒の健全育成にあたる。
刊行物を通して本会の活動の促進と相互理解に努める。
2. 卒業対策委員会（保護者、教職員を含め数名）
記念品の選定、卒業を祝う会の企画・運営等を行う。

第14条 各委員は、所属委員と担当教職員によって組織し、委員長1名を選出する。また、委員の任期は原則1年とする。

委員を2年継続した者は、それ以後の役員及び専門委員の選出は免除も可とする。

2018年度から2022年度入学生保護者で、専門委員長を就任したものについては、それ以後の役員及び専門委員長の選出は免除を可とする。

第15条 各専門委員長は、常に役員、担当教職員と密接な連絡を取り、必要に応じて委員会を招集することができる。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費を以てこれを充てる。

第17条 本会は生徒一人に付き、月額350円とする。

年額を5月、6月の二期に分けて納入する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第7章 個人情報

第19条 本会で知り得た個人情報については以下により適正に管理する。

1. 本会の活動以外には使用しない。
2. 不要となった際には速やかに廃棄する。

第8章 慶弔規定

第20条 慶弔規定については、内規として別に定める。

第9章 会則改正

第21条 規約の改正は、総会の議決を必要とする。

附 則

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. 本会則は昭和41年3月10日からこれを施行する。 | 3. 昭和59年4月28日一部改正 |
| 2. 昭和46年4月25日一部改正 | 5. 平成2年5月7日一部改正 |
| 4. 平成元年5月6日一部改正 | 7. 平成6年4月1日一部改正 |
| 6. 平成5年3月6日一部改正 | 9. 平成14年5月24日一部改正 |
| 8. 平成7年5月6日一部改正 | 11. 平成23年3月4日一部改正 |
| 10. 平成19年5月11日一部改正 | 13. 平成31年3月6日一部改正 |
| 12. 平成28年5月31日一部改正 | 15. 令和4年5月13日一部改正 |
| 14. 令和3年6月4日全部改正 | 17. 令和6年2月17日一部改正 |
| 16. 令和5年3月11日一部改正 | |

松江第二中学校 P T A 慶弔費規定内規

		項目	金額	
会員並びに生徒	死亡	生徒	30,000円	
		会員	30,000円	
	災害	役員会で協議	例：火災半焼	5,000円
			例：全焼	10,000円
教職員	結婚	本人	5,000円	
	出生		5,000円	
	見舞い	本人	1ヶ月以上の 入院加療	5,000円
	転退職	1～4年	1年毎に2,000円	
		5年以上	10,000円	
	栄進		役員会で協議	
	災害		役員会で協議	
	死亡	本人	転退職+30,000円	
			公務の際は別途協議	
		配偶者	5,000円	
		子	5,000円	
		父母	5,000円	
		祖父母	同居の場合	5,000円
		兄弟姉妹	同居の場合	5,000円

以上の内規について、特別な場合は役員会にて特別検討する。